



地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長 都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部) 長

> 厚生労働省保険局医療課長 (公 印 省 略) 厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)を下記のとおり改正し、平成29年5月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D007血液化学検査(50)イ中「CLIA法」を「CLIA法又はCLEIA法」に改める。

くはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対

する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時

においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

行 改正後 現 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D007血液化学検査 D007血液化学検査 (1)~(49) 略 (1)~(49) 略 (50) 25-ヒドロキシビタミンD (50) 25-ヒドロキシビタミンD ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学 ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学 検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD3の所定点数に準じ 検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じ て算定する。 て算定する。 イ 本検査は、CLIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若し

- イ 本検査は、CLIA法又はCLEIA法により、ビタミンD 欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又は それらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。 ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1 回を限度として算定する。
- (51) · (52) 略

算定する。 (51) · (52) 略